



磐梯町 子育てガイドブック



令和7年4月改定版



子育てサポートナビ

	妊娠前	妊娠中	出産	生後 1か月頃	生後 3～4か月頃	生後6か月 頃	1歳頃	1歳6か月 頃	3～5歳頃	6歳～	12歳～	～18歳	
お子さんの 発達					 首がすわってきます	 寝返りやお座りがで きるようになります	 つかまり立ちが上 手になります	 ゆっくりと歩ける ようになります	 おしゃべりも 上手になります	 小学校入学	 中学校入学	 高校生	
手続き		母子健康手帳 P2	出生届 P6										
健康 医療		妊婦相談 P4		乳幼児健康診査 P11									
		母子保健訪問事業 P4～7											
			新生児聴覚 検査費用助 成 P7	1か月児健 診 P7	先天性股関節 脱臼 検 診 P11	離乳食教室 P14 歯科検診・フッ化物歯面塗布(3歳6か月まで) P11					立歯式 (磐梯中2 年生対象)		
				産後ケア事業 P8									
				定期・任意予防接種 P13～14									
子育て支援			誕生祝金 P9							入学祝金 P9			
				体調不良児支援事業 P27									
		ファミたんカード P16											
				キッズふれあいひろば・あそびの教室・子育て開放日 P14									
			子育て短期支援事業(ショートステイ)P15										

子育てサポートナビ

	妊娠前	妊娠中	出産	生後 1か月頃	生後 3～4か月頃	生後6か月 頃	1歳頃	1歳6か月 頃	3～5歳頃	6歳～	12歳～	～18歳
お子さんの 発達					 首がすわってきます	 寝返りやお座りができるようになります	 つかまり立ちが上手になります	 ゆっくりと歩けるようになります	 おしゃべりも上手になります	 小学校入学	 中学校入学	 高校生
手当 助成	磐梯町こうの とり支援事業 P1	低所得妊婦受診 料助成 P3	出産育児一 時金・出産手 当金 P7	育児休業給 付金 P7								
		妊婦にやさしい遠方出産支援事 業 P4										
		妊産婦健康診査費助成 P2										
		妊婦歯科健康診 査費助成 P2										
					児童手当・子ども医療費助成 P16							
					児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成 P17							
					特別児童扶養手当・障害児福祉手当 P19							
保育 教育					保育所 P22				幼稚園 P23			
					一時保育 P23							
									幼児クラブ P24	放課後児童ク ラブ P24		
									就学時健診 P26	町立小・中学校 P25		

－目次－

○ 磐梯ネウボラセンター(磐梯町子育て世代包括支援センター)

○ 磐梯版ネウボラとは

1. 妊娠に向けて…………… 1

磐梯町こうのとりの支援事業

2. 妊娠がわかったら…………… 2

母子健康手帳 妊産婦健康診査費助成 妊婦歯科健康診査費助成
妊産婦療養費助成(国民健康保険加入者のみ)
産前・産後の国民健康保険税の軽減措置 産前・産後の国民年金保険料の免除
低所得妊婦に対する初回産科受診料支援事業 妊婦にやさしい遠方出産支援事業
妊婦相談・妊婦訪問 妊娠中の過ごし方のポイント

3. 赤ちゃんが生まれたら…………… 6

出生届 出生届時に役場窓口(町民課)で行う主な手続 乳児訪問(赤ちゃん訪問)
新生児聴覚検査費用助成 1か月児健診費用助成
町助産師による乳房ケア・授乳相談 産後ケア事業

4. 出産・育児の経済的支援…………… 9

誕生入学祝金 出産育児一時金 妊婦のための支援給付
出産手当金 育児休業給付金

5. 子どもの健康・医療…………… 11

乳幼児健診 福島県こども救急電話相談 会津若松医師会夜間急病センター
磐梯町医療センター 親子の病気やケガなどの参考ホームページ
定期予防接種 任意予防接種
親子で参加(キッズふれあい広場・離乳食教室・子育て開放日・遊びの教室)
子育て短期支援事業(ショートステイ)

6. 手当・助成…………… 16

児童手当 子ども医療費助成 未熟児養育医療給付 ファミたんカード

7. ひとり親家庭への支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

児童扶養手当 ひとり親家庭等医療費助成 福島県自立支援教育訓練給付金事業
母子父子寡婦福祉資金貸付金 福島県高等職業訓練促進給付金等事業
夢を応援基金「ひとり親家庭支援奨学金制度」 母子・父子自立支援員

8. 障がい・発達が気になるときは・・・・・・・・・・・・ 19

発達・発育が気になるお子さんへ 地域生活支援センターいなわしろ
特別児童扶養手当 障がい児福祉手当 自立支援医療(育成医療)
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成 障がい福祉サービス 補装具の交付・修理

9. 子育てに悩んだときは・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

児童家庭相談 児童虐待に関する相談・通報 子育て電話相談(保育所)

10. 保育所・幼稚園等の利用を希望するときは・・・・・・・・ 22

町立保育所(生後3か月～2歳児) 一時保育(1歳～2歳児)
町立幼稚園(3歳～5歳児) 幼児クラブ(放課後幼児預かり 3歳児～5歳児)
放課後児童クラブ(こども館・児童館 小学1年生～6年生)

11. 学校教育・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

町立小・中学校 0-15 教育 就学援助・就学奨励費 就学相談 就学時健診
まなびときばんだい 福島県奨学資金貸付金

12. 仕事中に子どもが体調不良に・・・・・・・・・・・・ 27

体調不良児支援事業

CoDMON(コドモン)

磐梯町ではこども施設向け ICT 業務支援システム「CoDMON(コドモン)」アプリを利用して、施設と保護者間の連絡を行うことができます。

導入施設は、磐梯ネウボラセンター(保健福祉センター)、保育所、幼稚園、第一・第二小学校、中学校、幼児クラブ、こども館、児童館です。

予防接種や健診案内、施設への欠席連絡等をアプリから行うことができます。
導入方法は各施設でご案内しています。ぜひご利用ください。

磐梯ネウボラセンター

(磐梯町子育て世代包括支援センター)

「ネウボラ」とは...

フィンランド語で「相談する場」

子育ての悩みを持つ親や家族が気軽に相談できる場所のこと

子育て相談

助産師・保健師・栄養士がお子さんの発育・発達や、子育てに関する事などについて相談に応じます

ご家族のサポート

妊娠中の方、中学校卒業までのお子さん、子育て中のお母さんやご家族の方をサポートします

お子さんの成長の見守り

助産師や保健師との相談、乳幼児健診などの機会を通して、お子さんの成長と今後の見通しを一緒に確認します

関係機関との連携

お子さんに関係する人たちや施設と協力して、お子さんの成長をサポートします

ご相談の内容に合わせ、 臨床心理士・作業療法士 との相談ができます！

お子さんの発達や関わり方についての相談ができます。
また作業療法士は、「5歳児健診」「遊びの教室」への協力や、お子さんの成長の様子を見に保健師とともに、保育所・幼稚園・小中学校などを訪問し、町のお子さんに関わっています

お問い合わせ

ご相談はお電話でも承っています。

磐梯ネウボラセンター

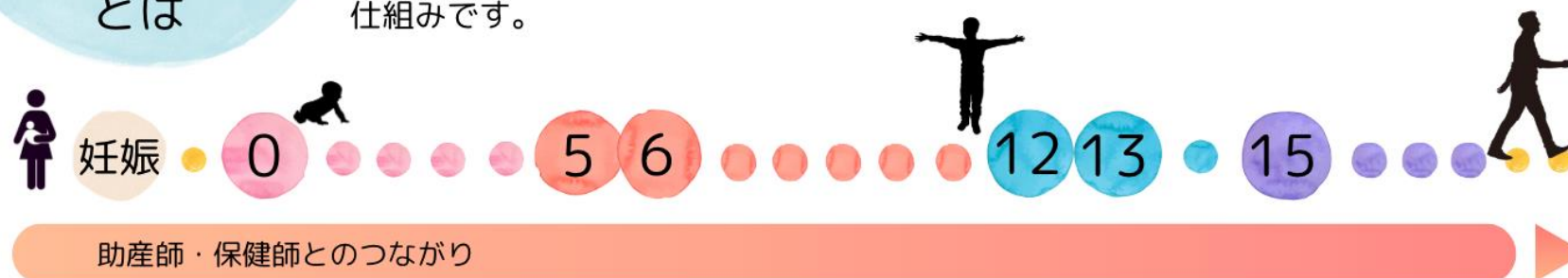
(磐梯町保健福祉センター内)

スタッフ：助産師・保健師・栄養士・事務職員

0242-73-3101 8時30分～17時15分（土日祝・年末年始はお休みです）

磐梯版ネウボラ とは

妊娠・出産・乳幼児期・就学から中学校卒業まで、町内すべての子どもたちを対象に、途切れることのない成長の記録をもとに、ひとりひとりのニーズに合わせた相談ができる仕組みです。



1. 妊娠に向けて

*** 磐梯町こうのとり支援事業 ***

不妊症または不育症の検査及び治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、その費用の助成を行っています。

<対象者> 次の要件をすべて満たす方です。

- ① 医療機関において不妊症又は不育症と診断され、医師の診断に基づいて不妊症または不育症の治療を受けている方。
- ② 婚姻の届出をしており、申請日時点で夫婦のどちらか一方が1年以上磐梯町に住所を有している方。
- ③ 申請者が所属する世帯で町税等の滞納のない方。



<助成内容及び助成額>

- 不妊症の検査料
自己負担額に相当する額の全額
- 不妊症の治療費
継続した1回の治療に対し20万円まで
※令和5年4月より何回でも助成を受けられるようになりました。
- 不育症の治療費
継続した1回の妊娠期間の治療に対し、20万円まで

※ 治療内容によっては、福島県不妊治療支援事業・福島県不育症検査費用助成事業・福島県不育症治療費助成事業でも助成を受けられます。その場合、県事業による助成を優先させます。

※ 文書料、入院室料等、助成の対象とならないものもありますので、ご確認ください。

<申請方法>

必要書類を磐梯ネウボラセンター(保健福祉センター)にご提出ください。

原則として、治療終了日の属する年度内に申請をお願いします。

詳細については、町ホームページをご覧ください。か、磐梯ネウボラセンター(保健福祉センター)までお問い合わせください。

問合せ先: 磐梯ネウボラセンター(保健福祉センター) ☎0242-73-3101

2. 妊娠がわかったら

*** 母子健康手帳 ***

妊娠がわかったら、磐梯ネウボラセンター(保健福祉センター)で手続きをし、母子健康手帳をお受け取りください。事前にご連絡いただくと、手続きがスムーズです。

「妊娠届出アンケート」の記入と、助産師または保健師の面談後に母子健康手帳を発行します。

妊娠中・出産後と、母子の健康状態を記録しておく大切な手帳です。各種健診や予防接種などを受ける時に持参してください。



問合せ先: 磐梯ネウボラセンター(保健福祉センター) ☎0242-73-3101

*** 妊産婦健康診査費助成 ***

母子健康手帳の交付時に『妊産婦健康診査受診票』を発行します。

妊産婦一般健康診査に係る費用を公費負担するもので、県内の産婦人科医療機関で妊婦健診15回分と産後2週間健診、産後1か月健診が無料で受けられます。

※ 里帰り出産等により、県外の医療機関で妊産婦健康診査を受けた場合は、後日償還払いとなりますので、磐梯ネウボラセンター(保健福祉センター)までお問い合わせください。

問合せ先: 磐梯ネウボラセンター(保健福祉センター) ☎0242-73-3101

*** 妊婦歯科健康診査費助成 ***

母子健康手帳の交付時に『妊婦歯科健康診査受診票』を発行します。

妊娠16～27週に1回、無料で磐梯町医療センターにおいて歯科健診と口腔ケア指導を受けることができます。

問合せ先: 磐梯ネウボラセンター(保健福祉センター) ☎0242-73-3101

*** 妊産婦療養費助成(国民健康保険加入者のみ) ***

妊娠5か月となった日の属する月から出産の日の属する月までの、医療機関における窓口負担はありません。

問合せ先: 町民課 生活環境係 ☎0242-74-1215

産前・産後の国民健康保険税の軽減措置

令和6年1月1日から国民健康保険の被保険者で、令和5年11月1日以降に出産する方（または出産した方）が対象です。詳しくは町税務係へお問い合わせください。

問合せ先:総務課 税務係 ☎0242-74-1213

産前・産後の国民年金保険料の免除

国民年金第1号被保険者(20歳以上60歳未満の自営業者・農林業業者とその家族、学生、無職の人)が出産された際、産前・産後の国民年金保険料が一定期間免除されます。

<保険料免除される期間>

- ・ 出産予定日または、出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。(多胎妊娠の場合は免除対象期間が別に設定となります)
- ・ 届出をしないと免除になりませんので、町役場国民年金担当に届出てください。(詳しくは日本年金機構で検索)

問合せ先:町民課 生活環境係 ☎0242-74-1215

低所得妊婦に対する初回産科受診料支援事業

低所得の妊婦の経済的負担を軽減するため、妊娠の判定のための受診と検査の費用を助成するとともに、出産・子育てに関する相談に応じ、継続的に支援を行います。

<対象者> 次の要件をすべて満たす方です。

- ①受診日及び申請日時点で、磐梯町に住所を有している方。
- ②住民税非課税世帯に属する方、生活保護世帯に属する方、これと同水準の方
- ③所得の状況を確認するため、町が世帯の課税状況を確認することに同意する方
- ④妊婦健康診査を受診する医療機関等の関係機関と町が支援に必要な情報を共有することに同意する方

<助成内容>

妊娠判定に係る診察・検査等の費用

1回につき10,000円(同一年度内で2回まで)

※妊娠判定までに数回受診した場合は、妊娠が判明した日の1回分です。

※総合病院等で初診時にかかる「選定療養費」は対象外です。

問合せ先:磐梯ネウボラセンター(保健福祉センター) ☎0242-73-3101

妊婦にやさしい遠方出産支援事業

妊婦健診・分娩時の交通費、出産準備のための宿泊費を助成します。

<対象者>

- ① 居住地(里帰り先を含む)から最も近い

分娩取り扱い施設まで概ね60分以上の移動時間を要する方

- ② 医学的な理由のため周産期母子医療センターで出産する必要がある場合、

居住地から最も近い周産期母子医療センターまで概ね60分以上の移動を要する方

<助成内容>

【交通費】対象:妊婦本人分のみ

・出産に際して分娩取扱施設までの移動に要した費用(往復分)

タクシー、鉄道、バスの場合:(かかった費用)×0.8

・自家用車の場合:(1km あたり 50 円)×0.8

【宿泊費】対象:妊婦本人分、同行者(磐梯町に住民票がなくてもよい)1 名分

出産までの間、待機のために分娩取扱施設の近隣の宿泊施設で宿泊した場合

※出産時の入院までの前泊分として、最大 14 泊分

1泊あたり:かかった費用—2000 円(助成上限額 12000 円)

<申請に必要な書類>

・助成金申請書 ・母子健康手帳 ・振込先口座がわかるもの

・交通費、宿泊費が確認できる領収書(利用者氏名、利用日、料金の明細がわかるもの)

問合せ先:磐梯ネウボラセンター(保健福祉センター) ☎0242-73-3101

妊婦相談・妊婦訪問

妊娠・出産・育児への不安を軽減し、安心して出産にのぞめるよう、母子健康手帳交付時に、妊婦相談と今後の見通しや、利用できるサービスについてお話ししています。

また、妊娠8か月を過ぎた頃、保健師または助産師が電話もしくは訪問し、出産に備えての身体状況の確認や不安の相談等を行います。



問合せ先:磐梯ネウボラセンター(保健福祉センター) ☎0242-73-3101

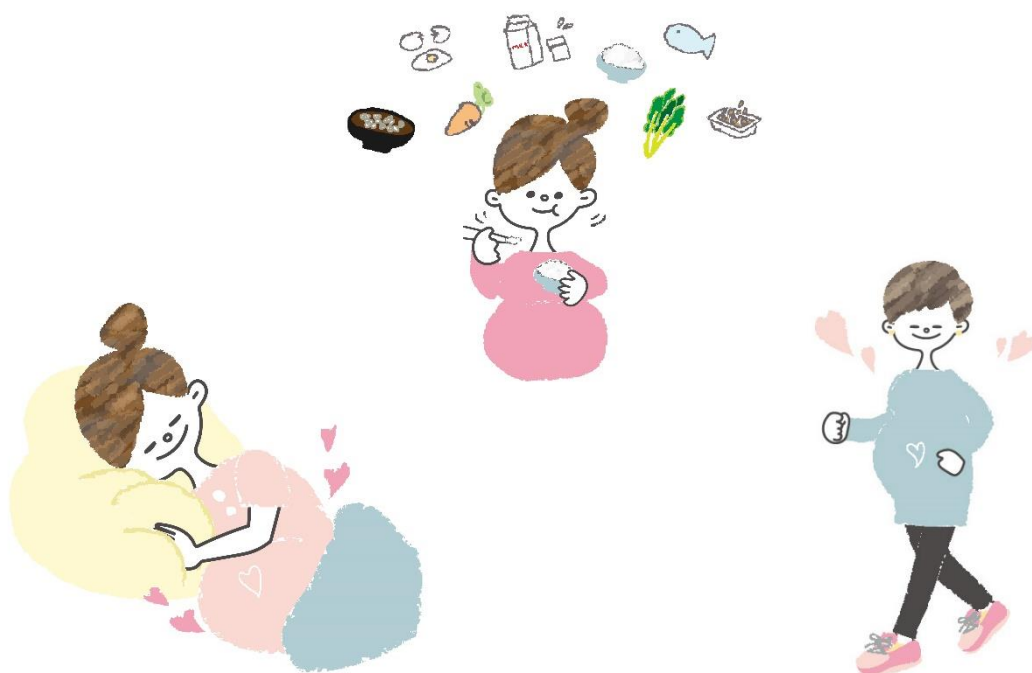
❀❀ 妊娠中の過ごし方のポイント ❀❀

食 事

- ・ つわりの出方は様々です。ご飯、みそ汁、おかず、果物など、和食中心に食べましょう。
- ・ 便秘に注意し、水・ノンカフェインのお茶などで水分摂取をしましょう。

生 活

- ・ 妊婦健診は必ず受けましょう。
- ・ 母性健康管理指導事項連絡カードを活用しましょう。
(つわり、お腹の張り等の妊娠中の症状により仕事に支障が出る場合、職場で必要な処置を講じてもらうことができます)
- ・ 十分な睡眠や休息をとりましょう。
- ・ 禁煙、禁酒をしましょう。
- ・ 歯科受診で口の中の環境を整えましょう。
(妊娠中は歯肉炎や虫歯のリスクが高くなります。歯周病は、早産や低体重児出産のリスク因子となる可能性があります)
- ・ 姿勢を正しく保ちましょう。
(お腹が大きくなり姿勢が悪くなると、腰痛の原因になります)
- ・ 出産前からチャイルドシートを準備しましょう。



3. 赤ちゃんが生まれたら

出生届

- * 届出期間
生まれた日を含めて14日以内
- * 届出人
父または母(父母が届出人になれない場合は、同居者、医師でも可能)
- * 届出地
本籍地、届出人の住所地、生まれたところのいずれかの市区町村窓口へ
- * 届出に必要なもの
 - ① 出生証明書(出生届)
 - ② 母子健康手帳
 - ③ 届出人の印鑑(任意)
 - ④ 国保加入者は健康保険証



★注意★子どもの名前に使用できる文字は、常用漢字・人名用漢字・ひらがな・カタカナです。

問合せ先:町民課 生活環境係 ☎0242-74-1215

●出生届時に役場窓口(町民課)で行う主な手続

- ・ 出生届(住民登録・戸籍記載)
- ・ 誕生祝金支給申請(P9)
- ・ 出産育児一時金(※国民健康保険加入者のみ P9)
※ 社会保険加入の方は、勤務先または健康保険組合、共済組合等にお問い合わせください。
- ・ 児童手当の申請(P16)
- ・ 子ども医療費助成の申請(P16)
- ・ ファミたんカード交付申込(※母子手帳交付時に発行されなかった場合のみ。P16)

手続きに時間がかかりますので、
できるだけ時間に余裕をもってお越しください。

乳児訪問(赤ちゃん訪問)

保健師または助産師がご家庭を訪問し、体重測定・育児相談・育児に関する情報を提供します。

対象:生後2か月頃までの全ての赤ちゃん。

訪問日時:出生届の提出後、訪問日時の連絡をいたします。

問合せ先:磐梯ネウボラセンター(保健福祉センター) ☎0242-73-3101

新生児聴覚検査費用助成

母子健康手帳交付時に『新生児聴覚検査受検票』を発行いたします。新生児を対象に行う「耳のきこえ」の検査費用の助成を受けることができます。

指定医療機関での初回検査・確認検査・再確認検査の助成を行っております。

- ※ 里帰り出産等により、県外の医療機関で検査を受けた場合は、後日償還払いとなりますので、磐梯ネウボラセンター(保健福祉センター)までお問い合わせください。

問合せ先:磐梯ネウボラセンター(保健福祉センター) ☎0242-73-3101

1か月児健診費用助成

母子健康手帳交付時に『1か月児健康診査受診票』を発行いたします。生後1か月児健診の助成を受けることができます。

- ※ 令和7年4月1日以降に出生された方が対象です。
- ※ 里帰り出産等により、県外の医療機関で1か月健診を受けた場合は、後日償還払いとなりますので、磐梯ネウボラセンター(保健福祉センター)までお問い合わせください。

問合せ先:磐梯ネウボラセンター(保健福祉センター) ☎0242-73-3101

町助産師による乳房ケア・授乳相談

町助産師が、訪問または磐梯ネウボラセンター(保健福祉センター)において、乳房マッサージ、授乳相談を行っています。

乳腺炎、断乳のケアについて、随時ご相談を受け付けています。

妊娠中からの相談もできます。

問合せ先:磐梯ネウボラセンター(保健福祉センター) ☎0242-73-3101



産後ケア事業

助産院に滞在して、出産後のお母さんをサポートします。

お母さんの疲れた身体と心をゆっくり休ませ、一人ひとりに合ったケアを受けることができます。

◆事前に磐梯ネウボラセンターへの申請が必要です。

<利用できる方>

下記の項目にすべて当てはまる方

- ・ 産後1年未満のお母さんとお子さん
- ・ 磐梯町に住民票のある方
- ・ お母さんの体調や育児などに不安のある方

※兄弟同伴での利用はできません



<利用できない方>

- ・ お母さんとお子さんのいずれかが感染症にかかっている方
- ・ お母さんに入院加療の必要がある方
- ・ 医療的介入が必要な方

<内容>

- ・ 授乳の仕方
- ・ 母乳育児の進め方
- ・ 沐浴の仕方
- ・ お子さんとの関わり方を助産師に教わるすることができます。
- ・ 一時的にお子さんを預けることで、お母さんがゆっくりと休むことができます。

	利用期間	利用時間	利用料金(税込)
宿泊 ケア	最大7日間	—	1泊2日 3,600 円(1泊追加ごとに 2,700 円加算) ※ふたごの場合も同額 ※食事代は利用料金に含まれます。
日帰り ケア	最大7日間	10:00～ 16:00	無料です ※ふたごの場合も無料 ※沐浴加算 単胎 1,000 円、ふたご 2,000 円

問合せ先:磐梯ネウボラセンター(保健福祉センター) ☎0242-73-3101

4. 出産・育児の経済的支援

誕生入学祝金

お子様の誕生・入学をお祝いし、町からお祝い金を支給します。

○誕生祝金

<支給要件>

- ① 出生児の父または母が、対象児の出生前6か月以上磐梯町に居住している
- ② 出生児と父母が、出生後1か月以上磐梯町に居住している
- ③ ①・②の条件を満たし、磐梯町に居住の実態がある
- ④ 町税・使用料・手数料・分担金等に滞納がない
- ⑤ 磐梯町に定住する意思がある(3年以上)



<支給額>

・第一子 10万円 ・第二子 10万円 ・第三子以降 20万円

○入学祝金

(平成31年3月31日までに出生し、誕生祝金を受給したお子様は入学祝金の対象外となります)※支給は小学校及び中学校への入学確定後となります。

<支給要件>

- ① 磐梯町に居住の実態がある
- ② 町税・使用料・手数料・分担金等に滞納がない
- ③ 磐梯町に定住する意思がある(3年以上)



<支給額>

・小学校入学時 10万円 ・中学校入学時 10万円

問合せ先:町民課 保健福祉係 ☎0242-74-1215

出産育児一時金

国民健康保険に加入されている方が出産した際は、出産児1人につき50万円の一時金が支給されます。

その他の健康保険に加入している方は、勤務先等にご確認ください。

※医療機関で出産費用を全額支払わなくてもいい「直接支払制度」がありますのでお問合せください。

問合せ先:町民課 生活環境係 ☎0242-74-1215

妊婦のための支援給付

出産・育児品購入等の経済的負担を軽減するための経済的な支援に合わせて、妊娠・出産・子育て期を安心して過ごしていただくため、保健師や助産師の面談などを行う「伴走型相談支援」を合わせて実施します。

「妊婦支援給付金」

1. 妊婦支援給付金 1 回目(母子手帳交付時)
妊婦 1 人あたり5万円
※妊娠届出時の面談の際に、申請書をお渡しします。
2. 妊婦支援給付金 2 回目(出生後)
こども1人あたり5万円
※赤ちゃん訪問時に、申請書をお渡しします。
※流産・死産の方も対象となります。

いずれも、申請日時点で磐梯町に住民票のある方が対象です。
申請者は、妊婦・産婦に限ります。

「伴走型相談支援」

妊娠・出産・子育てについての相談を行います。

- ① 妊娠届出時(磐梯ネウボラセンターでの面談)
- ② 妊娠8か月頃(磐梯ネウボラセンターまたは訪問での面談)
- ③ 赤ちゃん訪問時(訪問での面談)

問合せ先:磐梯ネウボラセンター(保健福祉センター) ☎73-3101

出産手当金

働いていた女性が出産のために仕事を休み、勤務先から給与を受けられないときに申請により支給される手当金です。本人名義の社会保険(国保は対象外)に加入していることが条件です。

問合せ先:勤務先もしくは健康保険組合、共済組合等

育児休業給付金

育児休業を取得したときは、一定の条件を満たした場合、雇用保険から休業前賃金の50%が2か月ごとに支給されます。

詳しくは勤務先もしくは健康保険組合、共済組合等にお問い合わせください。

問合せ先:勤務先もしくは健康保険組合、共済組合等

5. 子どもの健康・医療

乳幼児健診

健診名	内容	対 象	日時
3か月児健診	身体測定 小児科診察 保健師・栄養士による相談	3～4か月児	毎月第2木曜日の午後
7か月児健診	身体測定 小児科診察 保健師・栄養士による相談	6～7か月児	偶数月の第2木曜日の午後
10か月児健診	歯科衛生士のお話	9～11か月児	
1歳児健康相談	身体測定 保健師による育児相談	1歳(1歳のお誕生月)	毎月1回 金曜日 9時30分から
1歳6か月児健診	身体測定 小児科診察 保健師・栄養士による相談 歯科診察 歯科衛生士のお話	1歳6～8か月児	奇数月の第2木曜日の午後
2歳児育児相談	臨床心理士による育児相談 歯科診察 フッ化物歯面塗布	2歳0～2か月児	
フッ化物歯面塗布	歯科診察 フッ化物歯面塗布	2歳児～3歳6か月児まで計 4回半年ごと	
3歳6か月児健診	身体測定 目・耳・尿検査 保健師・栄養士による相談 小児科診察 歯科診察 臨床心理士による育児相談 フッ化物歯面塗布	3歳6～8か月児	

※実施場所:磐梯ネウボラセンター(保健福祉センター)

※対象者には、健診日の約1か月前に個別通知いたします。

先天性股関節脱臼検診	整形外科医による診察 レントゲン撮影(希望者)	3～5か月児
------------	----------------------------	--------

※指定医療機関にて個別実施

※赤ちゃん訪問時に、問診票等をお渡しします。

5歳児健診 (令和7年度より「4歳児健診」から名称が変更になりました)	身体測定 小児科診察 お絵かき等課題の実施 集団活動 個別相談(臨床心理士、作業療法士)	4歳6か月～ 5歳6か月児	年2～3回 午後
--	---	------------------	-------------

※実施場所:磐梯ネウボラセンター(保健福祉センター)

※対象者には、健診日の約1か月前に個別通知いたします。

問合せ先:磐梯ネウボラセンター(保健福祉センター) ☎0242-73-3101

*****福島県こども救急電話相談*****

夜間、急にお子さんの身体の具合が悪くなった場合に、電話により医師・看護師等に相談ができ、家庭で可能な対処方法などについてのアドバイスを聞くことができます。また、必要に応じ受診可能な医療機関の案内をします。

相談時間 毎日 18:00 ～ 翌朝8:00

(対応者:看護師、保健師、医師)

電話番号 **短縮ダイヤル#8000** 又は

024-521-3790(アナログ回線)

*****会津若松医師会 夜間急病センター*****

年中無休

受付時間(予約制) 月～土(14:00～22:30)

日、祝(18:30～22:30)

(変更になる場合あり)

診察時間 19:00～23:00

診療科目 : 内科・小児科系

住所:会津若松市山鹿町1番22号

※詳しくは会津若松医師会HP:<http://www.aizu.fukushima.med.or.jp/>

問合せ先:夜間急病センター ☎28-1199

*****磐梯町医療センター*****

診療時間 8:30～18:00(12:00～14:00 昼休み)

診療科目 : 内科・小児科・整形外科・歯科 ほか

※歯科を除き、24時間365日医師が常駐しており、夜間を含め、土日祝日の 急病に対応しています。

問合せ先:磐梯町医療センター ☎73-2110

親子の病気やケガなどの参考ホームページ

『こどもの救急』(社)日本小児科学会

<https://kodomo-qa.jp/>

『健康の森』日本医師会

<https://www.med.or.jp/forest/>

日本赤十字社

<http://www.jrc.or.jp/activity/study/safety/index.html>

定期予防接種

法律で受けることが定められている予防接種で、全額公費負担です。

種 類		対象者年齢		接種回数
ロタウイルス	ロタリックス	生後6週～ 24週になる日まで	2回	どちらか一方を経口接種します。 ※令和2年8月1日生まれ以降の方が対象
	ロタテック	生後6週～ 32週になる日まで	3回	
5種混合 (ジフテリア、百日せき、 ポリオ、破傷風、ヒブ)		生後2か月 ～7歳6か月未満		初回3回、追加1回 ※4種混合ワクチン・ヒブワクチンを接種した方は、接種できません。 ※令和6年4月より、定期予防接種となりました。
4種混合 (ジフテリア、百日せき、ポリ オ、破傷風)		生後2か月 ～7歳6か月未満		初回3回、追加1回 ※5種混合ワクチンを接種した方は、接種できません。
ヒブ感染症		生後2か月～5歳未満		初回3回、追加1回 ※開始年齢により回数が異なります。 ※5種混合ワクチンを接種した方は、接種できません。
小児用肺炎球菌		生後2か月～5歳未満		初回3回、追加1回 ※接種開始年齢により回数が異なります。
B型肝炎		生後2か月～1歳未満		3回
BCG		生後3か月～1歳未満		1回
麻しん風しん混合(MR)		【1期】1歳～2歳未満 【2期】5歳～7歳未満 (小学校就学前の1年間)		1回ずつ
水痘(みずぼうそう)		1歳～3歳未満		2回 ※水痘にかかった場合、対象とはなりません
日本脳炎1期		3歳～7歳6か月未満		初回2回、追加1回
日本脳炎2期		9歳～13歳未満		1回
二種混合 (ジフテリア、破傷風)		11歳～13歳未満		1回
ヒトパピローマウイルス 感染症(HPVワクチン)		中学1年生～ 高校1年生まで		2価・4価・9価の3種類があります。 ●2価(3回) ●4価(3回) ●9価 15歳未満で開始(2回) 15歳以上で開始(3回)

※赤ちゃん訪問等の際に、予防接種予診票をお渡しします。

※麻しん風しん2期・日本脳炎2期・二種混合ワクチンの予防接種予診票は、対象年齢になりましたら個人通知させていただきます。

※主治医や保健師などにご相談のうえ、各自で予防接種の計画をたてましょう。

※接種方法は個別接種です。各自で医療機関にご予約のうえ、予防接種を受けてください。

※日本脳炎・ヒトパピローマウイルス感染症は対象年齢外でも公費負担で接種できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

●対象年齢とは、それぞれの予防接種を受けるのに適した年齢であり、公費負担となる期間のことです。対象年齢を過ぎてしまうと実費となりますので、期間内に受けてください。

(令和7年4月現在)

任意予防接種

個人の希望により接種する予防接種で一部助成があります。

種 類	助成対象年齢	接種回数	申込み
インフルエンザ	1歳～18歳以下 及び妊婦	1～2回(毎年) 【町独自の助成があります】 (上限5,000円)	直接医療機関 へ予約
新型コロナウイルス	64歳以下の方	年1回(毎年) 【町独自の助成があります】 (実施医療機関が定める接種額から自己 負担額5,000円を差し引いた額)	直接医療機関 へ予約

※任意予防接種は他に、おたふくかぜがあります。(公費負担はありません。)

問合せ先: 磐梯ネウボラセンター(保健福祉センター) ☎0242-73-3101

親子で参加

内容	対象	日時
キッズふれあい広場 「遊び」を通してお子さんの発達を促すとともに、保護者同士の交流を図ります。 ・ 自由遊び、リズム遊び、作って遊ぼう、各種イベント、手作りおやつ教室 など ・ 助産師、保健師、栄養士による個別相談や身体測定(希望の方)	幼稚園入園前までの お子さんと保護者	毎週金曜日 10:00～11:30
離乳食教室 ・栄養士の相談(離乳食の進め方など) ・調理実習、試食(奇数月) ・身体測定、育児相談(希望の方)	5か月～1歳6か月 までのお子さんと 保護者	毎月1回金曜日 9:30から (申し込み制)
子育て開放日 不定期で自由遊びの場を開放しています。	お子さんと保護者	不定期 ※毎月、町ホームページと コドモンにて日程を配信し ます。
遊びの教室 お子さんの発達を促す感覚運動遊びを親子で一緒に楽しみます。 専門スタッフとの相談もできます。	未就学のお子さんと 保護者	年3回(長期休み中) ※コドモンにて開催日の1 か月前にお知らせします。 (申し込み制)

問合せ先: 磐梯ネウボラセンター(保健福祉センター) ☎0242-73-3101

子育て短期支援事業(ショートステイ)

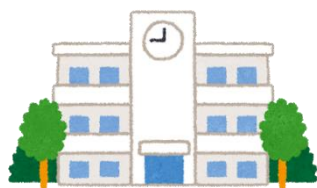
委託施設にて、一定期間お子さんの一時預かりや母子での滞在を行う事業です。

	お子さんの一時預かり	母子利用
利用条件	保護者の疾病、育児疲れ、 慢性疾患児の看病疲れ、 育児不安、出産、 看護、事故、災害、 冠婚葬祭、出張、 学校などの公的行事 への参加などにより、 お子さんの療育が一時的に困難 となった場合 	お子さんとの関わり・養育について支 援を希望する場合、 リフレッシュが必要な場合 
対 象 者	磐梯町に住所のある、 満2歳から18歳までの お子さん	磐梯町に住所のある、 母親と0歳から18歳までの お子さん
利用期間	1回につき7日以内	1回につき7日以内

<利用料金>

子	生活保護世帯・ひとり親世帯等で非課税世帯	0円/日
	非課税世帯・ひとり親世帯等で課税世帯	900円/日
	その他の世帯	2,200円/日
母	全世帯	0円/日

- ・1日あたり、かつお子さん1人あたりの金額です。
- ・食事(1食400円)、おむつ代等の実費は別途かかります。
- ・園や学校等への送迎については、委託施設と相談の上、対応します
(送迎費用は町負担)。



<委託施設>

母子生活支援施設「はる」 会津若松市藤原二丁目22番地2



※利用を希望される方は、事前に磐梯ネウボラセンター(保健福祉センター)へご相談ください。

問合せ先:磐梯ネウボラセンター(保健福祉センター) ☎73-3101

6. 手当・助成

児童手当

高校生年代まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の子どもを養育している方を対象に支給される手当です。所得制限が撤廃され、所得制限限度額及び所得上限限度額を超過していた方も支給対象になります。

<支給月額>

3歳未満	15,000円
3歳以上高校生年代まで(第1・2子)	10,000円
第3子以降	30,000円

<支給月>

4月・6月・8月・10月・12月・2月

<現況届>

原則不要となりましたが、届け出が必要な方には「現況届」を送付します。

問合せ先:町民課 保健福祉係 ☎0242-74-1215

子ども医療費助成

子育て世帯の医療費のうち、保険診療の自己負担分を公費で負担します。治療用装具(コルセット)や小児用弱視等の治療用メガネ、入院時の食事療養費等についても対象です。所得制限はありません。

<対象者> 出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども

問合せ先:町民課 保健福祉係 ☎0242-74-1215

未熟児養育医療給付

出生体重が2,000グラム以下の未熟児や生理的に種々の未熟性があり、家庭保育が困難な乳児で、医師が指定養育医療機関において入院養育を必要と認めたものに対して医療費の給付をおこないます。

問合せ先:町民課 保健福祉係 ☎0242-74-1215

ファミたんカード

社会全体で子育て家庭を応援しようと、全国の協賛店で割引などの様々なサービスを受けることができます。

※母子健康手帳交付の手続き時に発行します。

協賛店は福島県HPファミたんカードのページから検索できます。



問合せ先:町民課 保健福祉係 ☎0242-74-1215

7. ひとり親家庭への支援

児童扶養手当

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、18歳未満の子どもを養育している方に支給されます。(お子さんに障がいのある場合は20歳まで)

ただし、所得制限(扶養義務者を含む)があります。

<支給月>

該当すると下記のとおり支給されます。

1月、3月、5月、7月、9月、11月

引き続き受給するためには、毎年8月に所得状況届の提出および面談が必要です。

※金額は別途お問い合わせください。

問合せ先:町民課 保健福祉係 ☎0242-74-1215

ひとり親家庭等医療費助成

18歳(満18歳に達する日以後の最初の3月31日)までのお子さんを養育している、ひとり親とお子さんの医療費の一部を公費で負担します。

<助成内容>

医療機関で支払った保険診療の自己負担分のうち、同一受診月毎に1世帯の自己負担額を合計して1,000円を超えた場合、1,000円を超えた額を助成します。



問合せ先:町民課 保健福祉係 ☎0242-74-1215

福島県母子家庭等就業・自立支援センター

子育てと両立させながら、自分に合った職場で安心して働きたい、そんなひとり親の方々を全力で応援します。経験豊富な相談員が時間をかけて面談し、一人一人の適性、条件に合った働き方を提案します。応募書類の添削、採用面接対策や、自立のための「母子・父子自立支援プログラム」の策定等きめ細かなサポートを行います(無料)。

◇受付時間

月曜日～金曜日9時～17時(祝日、年末年始を除く)

※時間がとれないひとり親の方のため、土曜日、日曜日、夜間も対応します(要事前予約)。

※出張面談も可能です(要日程調整)。

◇ホームページ:<https://support-tonet.net/>

問合せ先:福島県母子家庭等就業・自立支援センター ☎0120-650-110

母子・父子寡婦福祉資金貸付金

経済的な自立や子どもの修学などに必要な資金を借りることができます。母子・父子自立支援員が資金の借入や償還の相談に応じます。貸付の種類には、修学資金・生活資金・修学支度資金など12種類の内容があります。

問合せ先:会津保健福祉事務所 児童家庭支援チーム ☎0242-29-5278

福島県自立支援教育訓練給付金事業

雇用保険の適用を受けられない母子家庭の母または父子家庭の父が就職に役立つ講座を受講した際に受講費用の一部を助成する制度です。

受講開始前に、事前に相談する必要があります。

問合せ先:福島県こども未来局児童家庭課 ☎024-521-7176

福島県高等職業訓練促進給付金事業

母子家庭の母または父子家庭の父の就業を支援するために専門的な資格取得(看護師や介護福祉士等)を目的とし、1年以上養成機関で修業する場合に給付金を支給する制度です。

事前に相談する必要があります。

問合せ先:福島県こども未来局児童家庭課 ☎024-521-7176

夢を応援基金「ひとり親家庭支援奨学金制度」

ひとり親世帯で就学に関して経済的に困難な生徒に月額 3 万円を支給します(返還不要・他制度と併用可)。

◆全国で 400 名程度

◆対象:中学 3 年生、高校等1～3年生

◆詳細は「全母協」で検索してください。

問合せ先:一般財団法人 全国母子寡婦福祉団体協議会

母子・父子自立支援員

母子・父子自立相談員が、ひとり親家庭の自立へ向けた様々な相談を受付けています。例えば、ひとり親家庭への貸付金の相談や子育ての悩みなど。

また、就業相談や求人情報の提供等を行う「ひとり親家庭就業支援専門員」も配置しております。

問合せ先:会津保健福祉事務所 児童家庭支援チーム☎0242-29-5278

8. 障がい・発達が気になるときは

発達・発育が気になるお子さんへ

心身の発達・発育が気になるお子さんの相談など随時相談を受け付けています。お気軽に磐梯ネウボラセンター(保健福祉センター)までご相談ください。

問合せ先: 磐梯ネウボラセンター(保健福祉センター) ☎0242-73-3101

地域生活支援センターいなわしろ

障がいがある子や発達が気になるお子さんについて、相談支援員が相談に応じます。電話、対面での相談が可能です。

住所: 猪苗代町大字長田字西五十滝 3967-1(福島県ばんだい荘あおば内)

問合せ先: 地域生活支援センターいなわしろ ☎0242-93-8011

特別児童扶養手当

身体や精神に政令で定める障がい(等級あり)を有する20歳未満の児童を養育している方に支給されます。ただし所得制限があるほか、施設に入所している場合や児童が障がいを理由とした公的年金を受けることができる場合は対象外となります。

<支給月>

該当すると下記のとおり支給されます。

4月、8月、11月

引き続き受給するためには、毎年8月に所得状況届の提出および面談が必要です。

※金額は別途お問い合わせください。

問合せ先: 町民課 保健福祉係 ☎0242-74-1215

障がい児福祉手当

心身に重度の障がいがあるため、常に介護を必要とする20歳未満のお子さんに支給されます。ただし所得制限があるほか、施設に入所している場合や児童が障がいを理由とした公的年金を受給している場合は対象外となります。

<現況届> 引き続き受給の要件確認のため、毎年8月に現況届の提出が必要です。

※金額は別途お問い合わせください。

問合せ先: 町民課 保健福祉係 ☎0242-74-1215

自立支援医療(育成医療)

身体に一定の障がいがあるか、治療を行わないと将来障がいを残すと認められる18歳未満のお子さんが、手術等により確実な治療効果を期待できる場合に、その医療費の自己負担分を一部公費で負担します。ただし所得制限があります。

問合せ先:町民課 保健福祉係 ☎0242-74-1215

軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成

身体障害者手帳の交付対象とならない難聴のお子さんの保護者の方に、補聴器購入等費用の一部を助成します。

<対象者> 要件をすべて満たす対象児童の保護者

- ① 磐梯町に住所を有する18歳未満の児童。
- ② 両耳の聴力レベルが原則30デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象とならないこと。ただし、補聴器の装用により言語習得に一定の効果が期待できると医師が判断し、町が助成を決定した児童。
- ③ 市町村民税所得割額が46万円以上の者がいない世帯に属する方。
- ④ 他の法令等に基づき補聴器購入等の助成を受けていない方。

購入前に申請が必要です。 事前にお問い合わせください。

問合せ先:町民課 保健福祉係 ☎0242-74-1215

障がい福祉サービス

放課後等デイサービス、短期入所、日中一時支援などのサービスが受けられます。利用したい場合はご相談ください。(原則利用料の1割を負担していただきます。)

問合せ先:町民課 保健福祉係 ☎0242-74-1215

補装具の交付・修理

身体上の障がいを補うために、補装具の購入または修理に要する費用の支給を行います。身体障害者手帳の障がいの種類や程度に応じて支給されます。(原則利用料の1割を負担していただきます。)

問合せ先:町民課 保健福祉係 ☎0242-74-1215



9. 子育てに悩んだときは

*** 児童家庭相談 ***

家庭における児童の養育、言葉の遅れ、しつけ、家族関係など、子どもに関する家庭内のさまざまな問題について、専門員(児童福祉司等)が相談に応じます。相談は原則予約制で、お申込は電話で受け付けます。

相談場所:会津児童相談所

住所:会津若松市一箕町大字八幡字門田 1-3(会津大短期大学東側)

問合せ先:会津児童相談所 ☎0242-23-1400

*** 児童虐待に関する相談・通報 ***

虐待かもと思ったらすぐにお電話をください。

<相談先> 磐梯ネウボラセンター(磐梯町保健福祉センター)

☎0242-73-3101

<対応時間> 平日 8:30~17:15

なお下記のダイヤルでは、24時間いつでも児童相談所の職員が対応します。

☎ **189**(いちはやく)

連絡は匿名でも可能です。

連絡者や内容に関する秘密は守られます。

<児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。>



*** 子育て電話相談(保育所) ***

育児上の悩みや精神的な悩みなどの相談に主任保育士が応じます。

<相談時間> 9:00~16:00

問合せ先:保育所(子育て電話相談室) ☎0242-73-3395

10. 保育所・幼稚園等の利用を希望するときは

町立保育所(生後3か月～2歳児)

磐梯町保育所 定員50人 住所:大字磐梯字漆方1060-1

磐梯町保育所の入所対象は、生後3か月から満2歳児です。

子ども・子育て支援新制度により、「保育の必要性」について認定を受ける必要があります。

※保育認定、入所手続きの詳細は、「保育所入所のご案内」をご覧ください。

<保育時間> □保育標準時間 (11 時間) 7:30～18:30
□保育短時間 (8時間) 8:30～16:30

※保育認定を受ける事由により、保育サービスを利用できる時間が変わります。

※日曜日、祝日、振替休日、年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)はお休みです。

<保 育 料> 前年分の市町村民税所得割額により決定します。

◎ 保育料の多子軽減について

中学3年生以下の範囲において最年長の子どもから順に第2子以降は無料となります。※ただし、町税等に滞納がある場合は適用除外となります。

<4月新規入所> 毎年11月に保育所で実施する説明会において下さい。

<4月入所以外> 定員に空きがある限り、随時受付しています。(原則入所希望の3か月前までに申し込み下さい。

※事前相談のない年度途中の入所は、保育士の配置などにより希望通りに入所できない場合があります。

【2号・3号認定 保育料基準額表(保育標準時間・短時間とも)】

世 帯 の 階 層 区 分		基準月額
区分	定 義	3歳未満
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円
第2階層	市町村民税非課税	0円
	※うち、ひとり親世帯、障害者手帳の交付を受けた方がいる世帯	0円
第3階層	市町村民税所得割額 48,600円未満	7,000円
	※うち、ひとり親世帯、障害者手帳の交付を受けた方がいる世帯	6,000円
第4階層	市町村民税所得割額 97,000円未満	10,000円
第5階層	市町村民税所得割額 169,000円未満	20,000円
第6階層	市町村民税所得割額 301,000円未満	25,000円
第7階層	市町村民税所得割額 301,000円以上	30,000円

問合せ先:保育所 ☎0242-73-3133

一時保育(1歳～2歳児)

家庭保育をしている保護者の冠婚葬祭や農繁期、育児リフレッシュなどで一時的に保育が必要な場合、保育所で一時的な預かり保育を実施しています。

幼児教育無償化制度により、対象となる方は「保育が必要」な認定を受ける必要があります。詳しくはお問い合わせください。



<利用できる日時> 保育所開所日の開所時間内
(基本時間8:30～16:30)

※ 事情により、早朝・延長保育ができます。

<利用料金> 1日2,000円(町外者3,000円 ※里帰り出産など)

※ 給食費を含み、半日の場合は半額

※ 早朝及び延長保育の場合は、それぞれ200円(町外者300円)の加算となります。

<手続き> 事前に電話で確認のうえ、利用したい10日前までに申込書を保育所に提出してください。

問合せ先:保育所 ☎0242-73-3133

町立幼稚園(3歳～5歳児)

磐梯幼稚園 定員160人 住所:大字磐梯字小原1872

入所対象は、3歳、4歳、5歳児です。

<保育時間> 9:00～14:00

<保育料> 無料

(教材費・給食費・行事費などは保護者負担となります)

<入園申込> 毎年11月の広報誌でお知らせいたします。また幼稚園で実施する説明会において下さい。

なお、子ども・子育て支援新制度により、1号認定を受ける必要があります。

途中入園は、定員に余裕がある限り、随時受付しています。



問合せ先:幼稚園 ☎0242-73-3474 または 教育課 ☎0242-73-2017

*****幼児クラブ(放課後幼児預かり 3歳児～5歳児)*****

幼児クラブ(幼稚園内) 住所:大字磐梯字小原1872

幼稚園の保育時間前や降園後、休園日(日曜日、祝日、年末年始を除く)に、就労等により家庭に保護者のいない園児が利用できます。

<開設時間>

平日 幼稚園降園後 ～18:30

土曜日・長期休業日等幼稚園休業日 7:30～18:30

※日曜日、祝日、振替休日、年末年始(12月29日～1月3日)はお休みです。

<利用料> 無料

※おやつ代は別途必要です。<月2,000円、一時登録は100円/日>

問合せ先:幼児クラブ ☎0242-73-2126

*****放課後児童クラブ(小学1年生～6年生)*****

磐梯町こども館(1年生～2年生) 住所:大字磐梯字小原1947-1

磐梯町児童館(3年生～6年生) 住所:大字磐梯字道割堂260

放課後及び土曜日に留守家庭となる児童が安心・安全に過ごせる「生活の場」です。子どもたちが家庭で過ごすのと同じように、友達と遊んだり、おやつを食べたり、学習したりしながら、放課後や長期休業期間を過ごします。一時利用も可能です。

<開設時間>

平日 授業終了後 ～18:30

土曜日・長期休業日等学校休業日 7:30～18:30

※日曜日、祝日、振替休日、年末年始(12月29日～1月3日)はお休みです。

<利用料> 無料

※おやつ代は別途必要です。<月2,000円、一時登録は100円/日>

問合せ先:こども館 ☎0242-23-4303

児童館 ☎0242-73-4546



11. 学校教育

*** 町立小・中学校 ***

磐梯第一小学校 住所:大字磐梯字水口2528

学区:妙法原、大寺全区、本寺、一の沢、布藤、法正尻、磨上、七ツ森、六郎原、横達、大曲、塩ノ原、源橋、こぶしヶ丘、東電第二、日曹、更科団地

磐梯第二小学校 住所:大字大谷字屋敷前33

学区:入倉、下西連、上西連、落合、赤枝

磐梯中学校 住所:大字磐梯字仁渡914

学区:町内全区

問合せ先:教育課 ☎0242-73-2017

*** 0-15 教育 ***

「多様性と包摂性があたりまえにある世界を子どもと大人でつくる」を基本理念とし、0 歳から 15 歳までをつなぐ教育を行っています。

「磐梯版ネウボラ」の一部として、幼稚園から小学校へのつなぎを円滑にするための幼小かけはしプログラムと、小学校から中学校へのつなぎを円滑にするための小中かけはしプログラムを充実させ目標に向けた教育活動を実施しています。



問合せ先:教育課 ☎0242-73-2017

*** 就学援助・就学奨励費 ***

小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施を図るために、教育に係る費用の一部を助成する就学援助という制度を設けています。

また小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒または障がいのある児童・生徒(学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当するもの)を対象に就学奨励費を支給することができます。

ただし、いずれも所得制限があります。

問合せ先:教育課 ☎0242-73-2017

就学相談

小学校の就学にあたり、お子さんの成長や発達での心配がある保護者からのご相談を随時受付しています。

問合せ先:教育課 ☎0242-73-2017

就学児健診

新年度に小学校へ入学する児童を対象に健康診断を行います。内容は医師による診察や簡単な知的発達のチェック等で、就学前年の10月頃に実施します。

問合せ先:教育課 ☎0242-73-2017

まなびときばんだい

まなびときばんだいは、磐梯町の全てのこども達のために用意された自主学習スペースです。

<対 象>

磐梯町在住の小学生・中学生・高校生

<設 備>

最大13席の個別デスク、デスクライト、iMac、Wi-Fi

<利用時間>

平日・土日祝 9:00～20:00(臨時休館有。詳細はホームページをご覧ください)

<利用方法>

利用者登録が必要です。

ホームページの利用者登録フォームから登録してください。

<特 徴>

スタッフによる学習指導。

ネットワークとPCを設置し、デジタルによる様々な学びに対応。

こども同士による教え合い・学び合い。

入退室管理や衛生管理など、利用者の安全にも配慮。

休憩スペースやトイレが隣接、長時間の利用もしやすい。

<ホームページ>

<https://manabitoki.bandai.education/>

問合せ先:教育課 ☎0242-73-2017

福島県奨学資金貸付金

能力があるにも関わらず、経済的理由により修学困難と認められる高校生・大学生等に奨学資金が貸与されます。奨学生は、応募者の中から書類選考の上決定されます。この他、「高等学校就学支援金制度」「高校生等奨学給付金制度」があります。詳細は在学する学校にお問い合わせください。

問合せ先:在学する学校

12. 仕事中に子どもが体調不良に

体調不良児支援事業

子育てと就労の両立を支援することを目的に、お子さんが学校等で医師の診療が必要な体調不良となった際、保護者等(父・母・祖父母等)がどうしても迎えに来られない場合のみ、保護者に代わって町の保健師等が「磐梯町医療センター」まで同行し受診します。



<登録制となります>

保護者不在(迎えに来られない)の際の対応となるので、保護者の同意と児童の身体情報等を付した申請が必要です。

<磐梯町医療センターでの受診について>

診療とその後の見守りを保護者が迎えに来るまでの間行います。

※ 令和6年度から「かかりつけ医」への同行は行っておりません。

<本支援事業での対応がとれない、または対象とならない場合について>

- ・インフルエンザ等の感染症(学校感染症)、及びその疑いがある場合
- ・救急搬送された場合
- ・磐梯町医療センター以外の医療機関(かかりつけ医)の受診を希望する場合。

問合せ先:教育課 ☎0242-73-2017

磐梯町の子育て支援の窓口

磐 梯 町 役 場 （磐梯町大字磐梯字中ノ橋1855）

町民課 保健福祉係 TEL 0242-74-1215 fax0242-73-2115

磐梯ネウボラセンター(保健福祉センター)

TEL 0242-73-3101 fax0242-74-1377

磐梯町教育委員会 （磐梯町大字磐梯字仁渡1018）

教育課 教育係 TEL 0242-73-2017 fax 0242-73-2449

幼稚園 TEL 0242-73-3474 fax 0242-73-4010

保育所 TEL 0242-73-3133 fax 0242-73-3395

幼児クラブ TEL 0242-73-2126 fax 0242-73-4010

児童館 TEL 0242-73-4546 fax 0242-73-4546

こども館 TEL 0242-23-4303 fax 0242-23-4303

磐梯町社会福祉協議会（磐梯町大字磐梯字漆方1054）

【民生児童委員・児童相談事業】

TEL 0242-73-2181 fax 0242-73-2181

磐梯町子育てガイドブック

改訂:令和7年4月

発行担当課:磐梯町町民課